

○筑北村環境保全条例  
平成17年10月11日条例第75号  
筑北村環境保全条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 環境の保全に関する施策等（第7条—第26条）
- 第3章 環境保全協定等（第27条・第28条）
- 第4章 環境審議会（第29条—第34条）
- 第5章 雑則（第35条—第41条）
- 第6章 罰則（第42条・第43条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について基本理念を定め、村、村民（一時滞在者、旅行者等を含む。以下同じ。）及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって将来にわたる村民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与し、住みよい郷土の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、公害の発生や自然環境の破壊といった環境の保全上の支障が生じるおそれのある環境への影響

（2）公害 環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもののうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭及び地盤沈下等によって、人の健康が損なわれ、快適な生活が阻害されることを言う。

（3）環境基準 人の健康を保持し、環境を保全するうえで維持することが望ましい基準をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、村民が健全で豊かな環境の恩恵を受けるとともに、この環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、すべての者の適切な役割分担のもとに、環境への負荷をできる限り低減させるように、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることに着目し、すべての事業活動及び日常生活において、地球環境の保全に資するよう行われなければならない。

（村の責務）

第4条 村は、前条に規定する基本理念に基づき総合的な施策を定め実施するものとする。

（村民の責務）

第5条 村民は、自然環境の保護、生活環境の保全及び日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、国、県又は村が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動を行うに当たっては、公害の防止対策及び自然環境を保全するために必要な措置を講ずるとともに、製品等が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるようにしなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄される段階において、廃棄物の減量等環境への負荷の低減に努めるとともに、再生資源又は環境への負荷の低減に資する原材料等を利用するよう努めなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、国、県又は村が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全に関する施策等

（施策の基本方針）

第7条 村は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

（1）公害がなく、人の健康を保護し、村民が安心して居住できる生活環境を保全すること。

（2）水、緑等が豊かである自然環境を保全し、かつ、水、大気、土壌等を良好な状態に保持し、自然の持つ自浄作用を確保するとともに、資源の有効利用等を促進することにより、環境への負荷を低減させること。

（3）生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境を地域の自然的、社会的条件に応じて保全しつつ、潤いと安らぎのある自然と人との共生を確保すること。

（4）自然環境と一体となった美しい景観や地域の歴史的、文化的な特性を生かした快適な生活環境を創ること。

（環境基本計画）

第8条 村長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、環境基本計画を定めなければならない。

ない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び指針
- (2) 環境の保全に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する必要な事項

3 村長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 村長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基準)

第9条 村長は、環境審議会の意見を聴き、水質等の環境基準（以下「環境基準」という。）を定めなければならない。

(環境基準の遵守)

第10条 水質汚濁等の原因となるものを発生させ、又は排出する者は、環境基準を遵守しなければならない。

(環境教育の推進等)

第11条 村は、村民及び事業者が環境の保全についての理解を深め、活動を行う意欲が増進されるよう、環境教育の推進に努めなければならない。

2 何人も、あらゆる機会を通じて、環境の保全に関する正しい知識の習得に努めなければならない。

(廃棄物の焼却の禁止)

第12条 何人も、廃棄物を焼却しないよう、適切な処理に努めなければならない。ただし、次に定めるものは例外とする。

- (1) 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- (2) 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- (3) 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- (4) 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- (5) たき火その他日常生活を営むために通常行われる廃棄物の焼却であって、軽微なもの

(不法投棄等の禁止)

第13条 何人も、公共の場所、道路、山林、河川及び空き地等にみだりに空き缶やタバコの吸いがら等を捨て、又は廃棄物を不法に投棄しないよう、適切な処理に努めなければならない。

(水質の汚濁防止)

第14条 何人も、河川の水質浄化及び地下水保全のため、適切な排水処理に努めなければならない。

(土壌等の汚染防止)

第15条 何人も、土壌汚染及び水質汚濁を防止するため、汚染原因となる物質を埋め立てたり、投棄等しないよう努めなければならない。

(大気の汚染防止)

第16条 何人も、大気汚染防止のため、汚染原因となる物質を含むものを使用しないよう心がけるとともに、大気中に放出しないよう、適切な処理に努めなければならない。

(騒音、振動、悪臭及び地盤沈下等の発生防止)

第17条 何人も、良好な生活環境を保全するため、近隣の生活環境を害するような騒音、振動、悪臭及び地盤沈下等を発生させないよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動により近隣の生活環境を害するような騒音、振動、悪臭及び地盤沈下等を発生させるおそれのあるときは、施設の位置、構造及び作業の方法等について、必要な措置を講じなければならない。

(自然の保護)

第18条 何人も、動植物の生態系を保護し、自然の持つ浄化循環作用を阻害しないよう配慮しなければならない。

(森林の保全と緑化)

第19条 何人も、水資源を保護し、かつ、大気の浄化作用を高めるため、森林の保全と緑化に努めなければならない。

(特定事業の届出等)

第20条 公害を防止し、良好な環境を保全するため、知事に届出の義務を有する事業を除き、規則で定める事業（以下「特定事業」という。）を行おうとする者は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書類により、村長に届け出て環境保全施設について確認を受けた後でなければ、当該施設について工事に着手してはならない。

- (1) 事業所の名称、所在地及び代表者の氏名
- (2) 事業の種類及び規模
- (3) 環境保全施設の構造及び処理の方法
- (4) その他村長が必要と認める事項

2 前項の規定により届け出た事業を変更しようとする場合においては、同項の規定を準用する。

3 村長は、前2項の届出を受理したときは、速やかに確認を行うものとする。

(事業開始の制限)

第21条 前条の規定による確認を受けた者が、工事を完了したときは、村長に届け出て検査を受け、使用の承認

を受けた後でなければ事業を開始してはならない。

(事業計画の提出等)

第22条 村長は、知事に届出の義務を有する事業であっても、当該地域に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、事業者に、あらかじめ当該事業に係る計画書等の提出及び事前説明並びに協議を求めるものとする。

(事業調査及び指導)

第23条 村長は、第20条による届出又は前条の規定による計画書等の提出を受けたときは、速やかに計画等について調査し、当該事業における公害の未然防止について、必要かつ適切な指導を行うものとする。

2 村長は、前項の規定による指導を行うに当たって、必要があると認めるときは、環境審議会の意見を聴くことができる。

(勧告)

第24条 村長は、この条例に定める環境基準に適合しないもの及び公害の発生するおそれのあるものについては、その者に対し期限を定めて施設の改善又は防止設備の設置若しくは処理方法の改善等、公害の防止について必要な措置を行うよう勧告することができる。

2 前項の勧告を受けた者が、当該勧告に係る必要な措置を行ったときは、速やかに村長に届け出て検査を受けなければならない。

(命令)

第25条 村長は、前条の規定により勧告を受けた者が、定められた期限内に当該勧告に基づく措置を行わないときは、期限を定めて当該措置を行うべきことを命令することができる。

2 前項の命令を受けた者が、当該命令に基づく措置を行ったときは、速やかに村長に届け出て検査を受けなければならない。

3 村長は、第1項の規定により措置を命令しようとするときは、環境審議会の意見を聴かななければならない。

(苦情及び紛争の処理)

第26条 村長は、環境に関する苦情のある者又は紛争の当事者から和解等のあつせんの申出があつたときは、速やかに実情を調査し、適切な解決に努めなければならない。

2 村長は、前項の規定により苦情又は紛争を処理するに当たって必要があると認めるときは、環境審議会の意見を聴くことができる。

第3章 環境保全協定等

(環境保全協定の締結)

第27条 第20条の規定による特定事業者又は公害の発生するおそれのある工場、施設若しくは事業所を設置している者若しくは設置しようとする者のうち、村長が必要と認め、環境の保全に関する協定の締結を要請したときは、誠意をもってこれに応じなければならない。

(環境保全協定の履行の確保)

第28条 村長は、前条の規定により締結した環境の保全に関する協定に違反する行為をしようとし、又はしたと認められる者に対して、当該協定の履行の確保について必要な措置をとらなければならない。

第4章 環境審議会

(設置)

第29条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全に関する必要な事項を調査、審議するため環境審議会(以下この章において「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第30条 審議会は、この条例において審議会の意見を聴くこととされているもののほか、環境の保全に関する事項について村長の諮問に応じて調査、審議するものとする。

(組織)

第31条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) その他村長が必要と認める者

(任期)

第32条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第33条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第34条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 雑則

(報告の聴取及び立入調査)

第35条 村長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対して環境の保全に関する措置の状況その

他必要な報告を求め、又は職員及び監視員をして、施設その他の物件等を立入調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員及び監視員は、村長が別に定める「その身分を示す証明書」を携行し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(環境の保全のための監視体制の整備)

第36条 村長は、第12条から第19条までの環境の保全のための日常活動等による、村内の自然環境及び生活環境の状況を把握するため、必要な監視体制を整備しなければならない。

(監視員)

第37条 村長は、生活環境の保全のため監視員を置く。

2 監視員は10人以内とし、村長が任命する。

(監視員の任期)

第38条 監視員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(他の条例との関係)

第39条 この条例の規定は、村が当該地域の自然的、社会的条件に応じて環境の保全に関し、この条例で定める事項以外の事項について、他の条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

(処理費の請求)

第40条 勧告及び命令に至らない場合で、不法に投棄された廃棄物を村が処理した場合は、不法投棄等をした者に対して、その処理費の実費を請求できるものとする。

(委任)

第41条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が定める。

## 第6章 罰則

(罰則)

第42条 第25条第1項の規定による命令に違反したものは、その旨の公表及び10万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、その旨の公表及び5万円以下の罰金に処する。

(1) 第20条第1項及び第2項の規定による確認を受けないで工事に着手した者又は虚偽の届出により確認を得て工事に着手した者

(2) 第21条の規定による使用の承認を受けないで事業を開始した者又は虚偽の届出により使用の承認を得て事業を開始した者

(3) 第24条第2項又は第25条第2項の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者

(4) 第24条第2項又は第25条第2項による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(5) 第35条第1項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(6) 第35条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第43条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の公表及び罰金刑を科する。

## 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の坂井村環境保全条例（平成12年坂井村条例第35号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとする。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

4 この条例の施行に際し、現に条例第20条第1項に定める事業を行っている者は、同条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して60日以内に別に定めるところにより、村長に届け出なければならない。

附則（平成21年6月19日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。